



イメージキャラクターの使用手続きについて

佐井村イメージキャラクター「雲丹（うんたん）」を使用するにあたり、イメージの統一性を図るため、デザインの基本的なルールを定めています。今後、キャラクター等のデザインを使用するにあたっては、以下の事項を遵守してください。

また、村では今年度「雲丹（うんたん）」のキャラクターグッズやさまざまなイラスト画の制作を行う予定ですので、完成しましたら改めてお知らせします。

□使用上の注意

キャラクター等に関する一切の権利は、佐井村に帰属します。

キャラクター等の使用にあたっては、「佐井村イメージキャラクター“雲丹（うんたん）”」PRグッズ及びイラスト画等の使用に関する要綱の規定を遵守してください。

使用目的・内容によって、申請が必要になる場合や有償扱いになる場合がありますので、ご不明な場合は、下記のお問合せ先までご確認ください。

□デザインのルール

キャラクター等のデザインを使用するにあたっては、以下の事項を遵守してください。

- ①縦横の比率を変えないこと。
- ②デザインの変形・反転、省略・加筆等の改変は行わないこと。
- ③デザインの上に他の要素（文字・図形等）を重ねないこと。
- ④指定したデザインカラー以外の色を使用しないこと。
- ⑤原則として最小使用サイズ（基準参考値）を下回らないこと。
- ⑥その他、キャラクター及びロゴマークの視認性を損なわないよう留意すること。

なお、デザインの一部または全部を著作権法の定める範囲を超え、無断で複製・転載・再配布することを禁じます。

また、使用者による一切の商標登録または意匠登録その他の登録を禁じます。

□使用規定の概要

キャラクター等の使用するにあたっては、「佐井村イメージキャラクター“雲丹（うんたん）”」PRグッズ及びイラスト画等の使用に関する要綱の規定を遵守してください。要綱の概要は以下のとおりです。

◇商品以外で使う場合（チラシ・ポスターなど）

無償でお使いいただけます。次に該当する場合は、使用申請の必要はありません。

- ①村または村教育委員会が共催する事業
 - ②村民公益活動団体による村民公益活動
 - ③国・地方公共団体、学校、観光協会、商工会が使用
 - ④報道機関による報道・広報
 - ⑤個人が非営利目的で記念事業の情報発信に使用するとき
- ※上記以外の場合は、使用申請が必要となります。

◇商品などで使う場合（グッズ販売・景品など）

必ず使用申請が必要です。

使用承認後、村と使用許諾契約を別に締結していただきます。



□お問合せ

総務課企画・財政部門 広報企画政策担当 東出、島野

☎ 3 8 - 2 1 1 1（内線 2 2） E-mail: si-kikaku@sai.e-shimokita.jp

